

④ 高齢者の運転免許自主返納を支援します

市では、交通事故を防止することを目的に運転に不安を感じて運転免許証を自主返納された高齢の方への支援を行っています。

支援要件 ・市内に住民登録されている65歳以上の方
・有効期間のある運転免許証を全部返納して6か月以内であり、警察署で運転免許証の取消通知書または運転経歴証明書の交付を受けている方
・市税等を完納している方

支援内容 デマンドタクシーかさまの回数券、期限付き市内タクシー利用券、バス利用乗車券のいずれか（12,000円相当額）を贈呈
※支援は一人につき1回限りです。

申込方法 運転免許証の取消通知書または運転経歴証明書、印鑑を持参のうえ、笠間警察署交通課、市民活動課、各支所地域課へ申請してください。
※乗車券等の即日交付を希望の方は、市民活動課へ申請してください。
※支援品が決まっていない方は、市民活動課、各支所地域課へ申請してください。

返納が難しい方は、ペダル踏み間違いを制御する装置や衝突予防のための警報装置・車線はみ出し警報装置なども後付けできます。自動車用品店や、自動車販売店に相談して事故を未然に防いでください。

申・問 【支援について】 市民活動課（内線135）
笠間支所地域課（内線72115） 岩間支所地域課（内線73115）
【運転免許の自主返納について】 笠間警察署交通課 TEL 0296-73-0110

⑤ 不動産取得税の軽減措置には申請が必要です

不動産取得税とは、不動産を取得したときにかかる県の税金です。

- ・土地を売買、贈与、交換などによって取得したとき
- ・家屋を建築（新築、増築、改築）、売買、贈与、交換などによって取得したとき

不動産を取得した方は、取得した日から60日以内に「不動産取得申告（報告）書」を税務課または、県税事務所に提出してください。

○納税額

税額＝不動産の価格×税率（土地と住宅：3%、住宅以外の家屋：4%）

※不動産の価格とは、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格（固定資産評価額）をいいます。

○軽減措置の一例

住宅や住宅用の土地を取得した場合など、一定の要件を満たしていれば、申請により軽減措置を受けることができます。

土地の減税：土地を取得してから3年以内に住宅を新築した場合又は建売住宅を購入した場合

住宅の減税：昭和57年1月1日以降に新築された住宅を取得し、取得者自身が居住する場合等

※これらの例は、住宅部分（車庫・物置等を含む）の床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅であることが要件となります。

※これら以外にも、さまざまな軽減措置がありますので、県税事務所までお問い合わせください。

問 茨城県水戸県税事務所 課税第二課 TEL 029-221-4820

HP：<http://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>

広報紙は笠間市ホームページでもご覧になれます。
<http://www.city.kasama.lg.jp/>